

野菜需給・価格情報委員会消費分科会の設置について

1 趣旨

野菜需給協議会の円滑な推進に資するため、協議会の事務局である独立行政法人農畜産業振興機構に野菜の生産、流通に精通した関係者で構成する「野菜需給・価格情報委員会」を設置し、当面の野菜の需給・価格動向の検討を行っているが、消費動向の分析の充実を図るため、野菜需給・価格情報委員会のなかに、野菜需給・価格情報委員会消費分科会を置き、意見交換を通じて消費の実態を教えていただく。

2 活動内容

以下の点を中心に意見交換を実施する。その結果をもとに野菜需給・価格情報委員会において、供給側の情報と組み合わせて需給・価格見通しを作成する。

- ・流通の現場でみた最近の消費動向
- ・一般社会経済情勢など販売環境の実態
- ・需要の見込み（長期的な方向性、短期的な状況の見通し等）

3 委員構成

○小売関係者

量販店、スーパー、青果店、新業態（都市型直売所）

○加工・業務用流通業者

○学識経験者

4 開催時期

野菜需給協議会における野菜の需給・価格情報提供の一環として野菜需給・価格情報委員会で作成し、野菜需給協議会に報告される需給・価格の見通し作成に資するため、野菜需給・価格情報委員会開催前に行うことを原則とする。

5 公表の取り扱い

公表内容は、別紙のとおりとする。

野菜需給・価格情報委員会に関する公表事項等について

[平成 20 年 7 月 17 日第 1 回野菜需給・価格情報委員会にて了承]

- 1 委員の自由な意見交換を図る観点から委員会は非公開とする。
- 2 事務局が委員会に提出する資料（委員名簿を含む。）は公表する。
- 3 委員が委員会に提供する資料は、原則として非公表とする。ただし、委員会が公表することを了承した場合（要約等加工する場合を含む。）は、この限りではない。
- 4 委員会における需給・価格に関する議事については、その概要を公表する（ただし、発言者名については、非公表とする。）

野菜需給・価格情報委員会消費分科会委員名簿

〔小売関係者〕

岩下 浩 ((株)エコス 生鮮食品部青果担当マネージャー)

小山達也 ((株)東急ストア 生鮮食品部青果課長)

平子庄博 ((株)ライフコーポレーション 首都圏生鮮・食品本部
首都圏農産部 部長)

皆川秀行 (全日本食品(株)関東支社 第二商品部 青果担当 次長)

近藤栄一郎 (東京都青果物商業協同組合 副理事長・北足立支所長)

川島省吾 ((株)野菜ビジネス 代表取締役)

〔加工・業務用流通業者〕

木村幸雄 (M C プロデュース(株) 取締役 統括本部長)

〔学識経験者〕

小林茂典 (座長: 農林水産省 農林水産政策研究所 総括上席研究官)

独立行政法人農畜産業振興機構野菜需給・価格情報委員会設置要領

[制定 平成 20 年 6 月 26 日 20 農畜機第 1352 号]

[改正 平成 23 年 2 月 7 日 22 農畜機第 4262 号]

1. 趣旨

野菜の生産流通に精通した関係者の意見を得て分析・検討を行う専門委員会として、農畜産業振興機構に「野菜需給・価格情報委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、情報の提供内容についてより一層の充実強化を図り、もって野菜需給協議会(以下「協議会」という。)における「野菜の需給、価格動向の情報の提供」の円滑な推進に資するものとする。

2. 活動内容

- (1) 野菜の主要な品目についての今後数か月間の需給・価格の見通しの分析・検討
- (2) (1)に関する情報提供
- (3) その他協議会の活動に必要な事項

3. 構成等

- (1) 委員は、学識経験者及び野菜の生産・流通の実務者等で構成する。
- (2) 委員会に座長をおく。
- (3) 座長は、委員の互選により選出する。
- (4) 座長は、委員会の承認を得て、委員の中から座長代理を指名することができる。
- (5) 委員会に、必要に応じて専門委員及び分科会をおくことができる。

なお、委員会座長は分科会座長を指名するものとし、分科会座長は、委員会に出席し分科会の検討内容を報告するものとする。

- (6) 委員及び専門委員は、機構の理事長が委嘱する。
- (7) 委員及び専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4. 開催

委員会は、主要な野菜の出荷時期等を勘案して開催することとし、機構の理事長が招集する。

5. 事務局

委員会及び分科会の庶務は、野菜需給部需給推進課が行う。

6. その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項について、委員会の了承を得て、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 20 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成 23 年 2 月 7 日から施行する。